

第96回

定時株主総会招集ご通知

■日 時：2021年6月18日(金曜日)午前10時

■場 所：大阪市西区立売堀五丁目7番27号
本社7階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

ご郵送の場合：2021年6月17日(木曜日)午後5時到着分まで

■決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役5名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また本株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
本株主総会における感染予防の対応に関する詳細は下記ウェブサイトにてご確認ください。

<http://www.sugi-net.co.jp/>

お土産の配布中止について

本株主総会にご出席の株主様へのお土産は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



杉本商事株式会社

証券コード 9932

株 主 各 位

大阪市西区立売堀五丁目7番27号

杉本商事株式会社

代表取締役
社長執行役員 杉本 正 広

第96回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月17日（木曜日）午後5時00分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区立売堀五丁目7番27号 本社7階大ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第96期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、資源節減のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な業務内容」「主要な事業所及び店舗」「従業員の状況」「主要な借入先及び借入額」「企業集団の現況に関する重要な事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト（アドレス <http://www.sugi-net.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載されたもの他、上記のインターネット上の当社のウェブサイトに掲載された事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <http://www.sugi-net.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大に対して「感染拡大抑止最優先」により経済活動が制限され、大幅なマイナス成長に至った最悪期を脱しつつあるものの、感染再拡大への懸念から下押し圧力は残っており、景気回復のペースは緩やかなものにとどまっています。一方、海外では欧州を中心に依然として新型コロナウイルス感染拡大が続き、経済活動に大きな影響を与えています。その中で中国においては、景気持ち直しの動きが見受けられるようになりました。

国内では、観光業、飲食業を中心とする非製造業は苦戦が続くものの、当社の主要な取引先である製造業、特に自動車、電子部品関連業の生産・輸出活動は中国や米国向けを中心に回復への動きが顕著に見受けられました。他方、設備投資に関しては、新型コロナウイルスを巡る不透明感が依然として高く、おしなべて慎重な姿勢が続いています。

このような状況のもと当社グループは、今年2月に創業100周年を迎え、第二次中期経営計画『Sincerity to 100』の基本的な考え方である「対面営業、課題解決型の提案営業の充実・拡大を図ると同時に顧客の業務効率化ニーズにも対応できるインフラを整備・活用する。」との方針は堅持しつつ、従業員及び顧客の安全と健康確保を最優先命題に感染リスク対策に万全を尽くしながら、新規出店及び新規顧客獲得、顧客深耕、新規商品投入及び重点取扱商品拡大等の重点施策を、営業活動に工夫を重ねて推進し、企業価値の一層の向上に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染拡大という、中期経営計画策定時には想定されなかった事態の発生により、目標数字は残念ながら未達に終わりました。その結果、昨年9月に発表した業績予想は上回ったものの、当連結会計年度は、売上高403億65百万円（前年同期比8.0%減）、経常利益25億23百万円（前年同期比13.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益17億21百万円（前年同期比9.1%減）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

当社グループは、営業所単位で独立採算の営業を展開しており、営業所単位で財務情報が入手可能であり、取締役会では、経営の判断、業績の評価・検討を営業所単位で行っております。当社グループの取扱商品は測定器具・機械器具を中心に工場等で使用される機械、工具、工場用品、消耗品等を販売しております。

当社グループの営業方針は、地域密着型の営業であり、新規の営業所開設、拡張、廃止は地域性を重視して判断・検討を行っております。また、営業戦略も地域性を重視して立案・活動を行っております。従って、個々の営業所を販売地域別に集約して報告セグメントとしております。

(東部)

東部では、鉄鋼業界で一部の炉を停止させるなど生産調整に入っております。一方で化学業界では値上げが功を奏し、設備投資が盛んに行われております。電子部品・半導体業界も全体的な改善の兆しが見え、受注増につながりつつあります。また、北米向けに小型建機も回復するなど全体的に明るい兆しが見えつつあるものの、新型コロナウイルス感染状況次第の所があり、一進一退を繰り返して全体としては低調な推移となりました。

この結果、当セグメントの売上高は96億74百万円（前年同期比8.2%減）、セグメント利益は4億94百万円（前年同期比13.1%減）となりました。

(中部)

中部では、電子部品・半導体業界での設備投資は活況でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響もあり、自動車業界、鉄鋼業界、工作機械業界、航空業界での生産活動の縮小と設備投資の抑制の影響を大きく受けました。逆に環境問題、自動車のEV化への設備投資は、広がりを見せつつありますが、先行きの不透明感もあり全体的に低調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は110億60百万円（前年同期比9.1%減）、セグメント利益は5億6百万円（前年同期比24.8%減）となりました。

(西部)

西部では、電子部品・半導体業界において動きが見られたものの、自動車業界、鉄鋼業界、住宅業界、産業機械業界と幅広く生産活動が停滞し、当社売上にも大きく影響しました。年度後半から少しずつ改善の兆しが見られ、一部設備投資へ動き出した面もありましたが全体としては低調な推移となりました。

この結果、当セグメントの売上高は186億3百万円（前年同期比7.6%減）、セグメント利益は9億84百万円（前年同期比18.6%減）となりました。

(海外)

海外では、対米ドルの為替が年明けから円安水準で安定して推移したこともあり、日本からの輸出も堅調に推移しております。新型コロナウイルスの影響で厳しい状況で推移していた世界経済も、主力のアジア地域では半導体企業を筆頭に回復の動きが顕著になってきておりますが、全体としては低調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は10億26百万円（前年同期比2.2%減）、セグメント利益は84百万円（前年同期比11.2%増）となりました。

(注)上記の金額は消費税を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資の総額は4億38百万円で、その主要なものは、千葉営業所の新築、災害対策用DR機器の設置、ECサイトの構築によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、I T技術の進展による新製品、新技術の開発が行われ、精密機器、精密工具等機械工具販売業界に対するニーズも多様化しております。同時に情報化社会の発達に伴い、その流通形態にも大きな変化をもたらしております。

当社グループといたしましては、グループ各社の個々の強みを生かしつつ、様々な業種の多様なニーズに応えるべく、取扱商品の多様化を進めると同時に、専門性の高い知識を活かした提案力の強化を図ることに努めると同時に、I C T技術の積極的導入を図り、グループ内の情報の共有化、業務の効率化と迅速化を図ってまいります。

一方、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社を取り巻く環境への影響は甚大なものがあります。中国や米国の一部地域、自動車・電子部品等の一部の業種においては回復傾向が見られるものの、全世界的に経済はかつてのリーマンショックによる影響を上回る規模での悪化が懸念されます。こうした未曾有の危機的な事態を迎えて、当社グループとしては、当面の間、感染リスク対策に万全を尽くしながら、その中でも取引先のニーズに最大限応えるべく事業継続の努力を行うとともに、コスト削減や感染収束後の回復に向けた準備を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第93期 2018年3月	第94期 2019年3月	第95期 2020年3月	第96期 (当連結会計年度) 2021年3月
売上高(百万円)	44,315	45,417	43,890	40,365
経常利益(百万円)	2,894	3,297	2,929	2,523
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,913	2,227	1,894	1,721
当期純利益(百万円)	1,913	2,227	1,894	1,721
1株当たり当期純利益	173円07銭	201円47銭	177円01銭	164円32銭
総資産(百万円)	35,923	37,044	36,535	37,819
純資産(百万円)	29,805	31,125	31,093	31,930
1株当たり純資産額	2,695円54銭	2,814円91銭	2,945円22銭	3,113円51銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第94期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スギモト	150,000千円	100%	機械工具卸

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 28,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,399,237株(自己株式1,143,872株を含む) |
| (3) 株主数 | 6,889名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	623,700株	6.1%
杉 本 正 広	533,315	5.2
杉 本 利 夫	268,872	2.6
杉 本 直 広	251,274	2.5
杉 本 栄 作	232,311	2.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	214,600	2.1
杉本商事従業員持株会	207,489	2.0
株式会社愛知銀行	198,000	1.9
畑 井 三 雄	167,222	1.6
株式会社阿波銀行	166,450	1.6

(注) 持株比率は自己株式(1,143,872株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	杉 本 正 広	営業本部長 兼 株式会社スギモト取締役
取締役 専務執行役員	阪 口 尚 作	管理本部長 兼 株式会社スギモト監査役
取締役 常務執行役員	杉 本 利 夫	経営企画部長 兼 S E 推進部長
取締役 常務執行役員	杉 本 直 広	株式会社スギモト代表取締役社長
取 締 役	宮 地 亀 三	
常 勤 監 査 役	川 端 一 弥	
監 査 役	伴 純 之 介	伴 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	梅 野 外 次	梅 野 外 次 税 理 士 事 務 所 税 理 士

- (注) 1. 取締役宮地亀三氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役川端一弥氏は、金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
3. 監査役川端一弥氏、伴純之介氏及び梅野外次氏は、社外監査役であります。
4. 取締役宮地亀三氏、監査役川端一弥氏及び伴純之介氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役梅野外次氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役伴純之介氏は伴法律事務所で弁護士として、監査役梅野外次氏は梅野外次税理士事務所 で税理士として業務を行っております。当社と両事務所の間には記載すべき特別な関係はありません。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の役位、担当は下記のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
土 師 圭 介	執 行 役 員	総務部長兼コンプライアンス室長
長 谷 川 順 一	執 行 役 員	営 業 推 進 部 長
森 浦 啓 輔	執 行 役 員	第 二 直 需 営 業 部 長
今 中 博 幸	執 行 役 員	第 三 直 需 営 業 部 長
可 児 紀 英	執 行 役 員	第 一 直 需 東 営 業 部 長
友 近 宏	執 行 役 員	経 理 部 長 兼 ㈱ スギモト 経 理 部 長
門 脇 孝 至	執 行 役 員	東 部 営 業 部 長
小 沢 一 彰	執 行 役 員	第 一 直 需 西 営 業 部 長
杉 本 正 行	執 行 役 員	西 部 営 業 部 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人の別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、下記総会決議の範囲内で会社の業績、社会情勢、同業他社の動向ならびに各取締役の職責及び成果を勘案して代表取締役社長執行役員が原案を作成し、株主総会後の取締役会において社外取締役の意見も踏まえた上で承認することとしております。

当事業年度に係る個人別報酬につきましては、社外取締役の意見を踏まえて十分な審議をしており、取締役会としては、当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。なお、2011年6月17日開催の第86回定時株主総会において決議いただいております、ストック・オプション報酬額として年額36,000千円は廃止しております。

監査役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	
取締役 (うち社外取締役)	147,580 (7,000)	147,580 (7,000)	— (—)	— (—)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	16,520 (16,520)	16,520 (16,520)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	164,100 (23,520)	164,100 (23,520)	— (—)	— (—)	7名 (4名)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（全員社外監査役）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
2. 上記の報酬額には、以下のものが含まれております。
当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した取締役4名に対し32,500千円及び監査役3名に対し2,000千円。
3. 当社は、2008年6月20日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって取締役、監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、堅実な財務体質と安定した経営基盤を誇りとしており、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。株主各位には、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案して適正な利益還元を目標としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

当該事業年度の剰余金の配当につきましては、配当性向30%以上を公約しており、1株につき60円（内創業100周年記念配当30円）とさせていただきます。なお、中間配当金1株につき30円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき90円となります。この結果、当期の配当性向は54.8%となります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等が含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	25,022,204	〔流動負債〕	5,107,409
現金及び預金	9,395,216	買掛金	3,651,078
受取手形及び売掛金	10,057,142	未払金	335,321
電子記録債権	3,979,616	未払費用	535,413
商品の他	1,517,672	未払法人税等	356,873
その他	74,102	未払消費税等	186,267
貸倒引当金	△1,547	その他	42,454
〔固定資産〕	12,796,921		
(有形固定資産)	8,036,380	〔固定負債〕	781,544
建築物	2,423,801	長期未払金	259,810
構築物	44,028	長期預り保証金	157,168
車両運搬具	70,034	繰延税金負債	215,709
工具器具備品	172,460	退職給付に係る負債	148,791
土地	5,326,055	その他	64
(無形固定資産)	724,504	負債合計	5,888,953
電話加入権	38,894	純資産の部	
ソフトウェア	56,296	科目	金額
のれん	470,440	〔株主資本〕	30,708,481
ソフトウェア仮勘定	158,873	資本金	2,597,406
(投資その他の資産)	4,036,036	資本剰余金	2,529,295
投資有価証券	3,238,617	利益剰余金	27,702,725
出資金	14,860	自己株式	△2,120,946
退職給付に係る資産	489,231	〔その他の包括利益累計額〕	1,221,690
差入保証金	213,133	その他有価証券評価差額金	1,141,675
その他	84,908	退職給付に係る調整累計額	80,015
貸倒引当金	△4,715	純資産合計	31,930,172
資産合計	37,819,125	負債・純資産合計	37,819,125

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,365,447
売 上 原 価		32,591,333
売 上 総 利 益		7,774,114
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,703,973
営 業 利 益		2,070,140
[営業外収益]		
受 取 利 息	829	
受 取 配 当 金	143,707	
仕 入 割 引	266,889	
不 動 産 賃 貸 料	94,541	
そ の 他	19,504	525,471
[営業外費用]		
支 払 利 息	1,316	
売 上 割 引	65,546	
そ の 他	5,696	72,558
経 常 利 益		2,523,053
[特別利益]		
固 定 資 産 売 却 益	14,777	14,777
[特別損失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	16,485	
減 損 損 失	3	16,488
税金等調整前当期純利益		2,521,343
法人税、住民税及び事業税	758,819	
法 人 税 等 調 整 額	40,637	799,457
当 期 純 利 益		1,721,885
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,721,885

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	21,305,469	〔流動負債〕	4,453,121
現金及び預金	7,688,937	買掛金	3,177,944
受取手形	1,661,570	未払金	292,824
電子記録債権	3,494,134	未払費用	469,413
売掛金	6,898,608	未払法人税等	306,000
商品	1,502,466	未払消費税等	167,419
前払費用	19,431	前受金	16,025
その他の貸倒引当金	41,526	預り金	17,730
	△1,205	前受収益	2,801
		その他の	2,961
〔固定資産〕	13,212,709	〔固定負債〕	531,826
(有形固定資産)	7,268,495	長期未払金	152,760
建物	2,182,536	長期預り保証金	157,168
構築物	35,688	繰延税金負債	68,148
車両運搬具	70,034	退職給付引当金	153,685
工具器具備品	168,839	その他の	64
土地	4,811,397	負債合計	4,984,948
(無形固定資産)	705,018	純資産の部	
電話加入権	31,611	〔株主資本〕	28,591,933
ソフトウェア	44,093	資本金	2,597,406
のれん	470,440	資本剰余金	2,529,295
ソフトウエア仮勘定	158,873	資本準備金	2,513,808
(投資その他の資産)	5,239,194	その他資本剰余金	15,486
投資有価証券	2,193,715	利益剰余金	25,586,177
関係会社株式	2,493,927	利益準備金	260,979
出資金	11,650	その他利益剰余金	25,325,197
長期前払費用	16,528	固定資産圧縮積立金	153,300
前払年金費用	357,768	別途積立金	20,550,000
差入保証金	147,099	繰越利益剰余金	4,621,897
その他の貸倒引当金	23,219	自己株式	△2,120,946
	△4,715	〔評価・換算差額等〕	941,297
		その他有価証券評価差額金	941,297
資産合計	34,518,178	純資産合計	29,533,230
		負債・純資産合計	34,518,178

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		34,786,278
売 上 原 価		28,346,296
売 上 総 利 益		6,439,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,792,146
営 業 利 益		1,647,835
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	818	
受 取 配 当 金	34,510	
仕 入 割 引	222,930	
不 動 産 賃 貸 料	94,901	
そ の 他	16,376	369,536
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,316	
売 上 割 引	62,474	
そ の 他	5,463	69,254
経 常 利 益		1,948,117
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	1,761	1,761
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	8,312	8,312
税 引 前 当 期 純 利 益		1,941,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	620,236	
法 人 税 等 調 整 額	36,090	656,326
当 期 純 利 益		1,285,240

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社

2021年5月14日

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 方 実 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 岡 宏 仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、杉本商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、杉本商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社

2021年5月14日

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 方 実 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 岡 宏 仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杉本商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、所長会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則100条第1項及びその第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。今後ともその構築、整備及び運用については、継続して強化改善に取り組むことが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

杉本商事株式会社 監査役会

常勤監査役	川 端 一 弥	Ⓜ
社外監査役	伴 純之介	Ⓜ
社外監査役	梅 野 外 次	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。第96期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案しております。また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

なお、中間配当金として30円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき90円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 60円(内、創業100周年記念配当30円)

総額 615,321,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>すぎもと まさひろ 杉本正広 (1950年12月10日生)</p> <p>「再任」</p>	<p>1974年3月 当社入社 1985年12月 当社取締役就任 1990年6月 当社常務取締役就任 1996年6月 当社代表取締役専務就任 2000年6月 当社代表取締役社長営業本部長就任 2014年12月 (株)スギモト取締役就任(現任) 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長就任(現任)</p>	533,315株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役としての職務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	<p>すぎもと としお 杉本利夫 (1958年9月18日生)</p> <p>「再任」</p>	<p>1981年4月 当社入社 1991年4月 SE推進部長 1991年6月 当社取締役就任 2008年6月 当社常務取締役経営企画部長就任 2019年4月 当社取締役常務執行役員経営企画部長就任(現任)</p>	272,472株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、経営企画部長、としての職務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	すぎもと なおひろ 杉本直広 (1959年3月18日生) 「再任」	1981年4月 ユアサ商事(株)入社 1985年4月 杉本機工(株)(現(株)スギモト)入社 1991年12月 同社取締役就任 2006年3月 同社代表取締役社長就任(現任) 2014年12月 当社常務執行役員就任 2015年6月 当社常務取締役就任 2019年4月 当社取締役常務執行役員就任(現任)	251,274株
	〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、株式会社スギモトの代表取締役として、会社経営に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また同社の取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役としても適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
4	すぎもと まさゆき 杉本正行 (1984年7月31日生) 「新任」	2008年4月 当社入社 2013年4月 広島営業所長 2019年4月 執行役員西部営業部長就任 2021年4月 常務執行役員管理本部長兼S E推進部長(現任)	87,750株
	〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、当社で営業所長、営業部長を歴任し幅広い業務分野に精通し、かつ現在全社的な業務改革に強力なリーダーシップを発揮していることから、当社取締役として適任であると判断し候補者となりました。		
5	みやじ かめぞう 宮地亀三 (1944年11月24日生) 「再任」	1967年4月 タキロン(株)(現タキロンシーアイ(株))入社 1998年6月 同社取締役就任 2006年6月 同社取締役兼専務執行役員就任 2010年6月 同社名誉顧問(現任) 2011年6月 当社社外取締役就任(現任)	4,500株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、長年にわたりタキロン(株)の経営にたずさわられており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくことを期待しており、当社の経営全般に的確な助言をいただき当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくためであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮地亀三氏は社外取締役候補者であります。同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年になります。
3. 社外取締役候補者としての独立性について
- (1) 宮地亀三氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間受けていたこともありません。
- (2) 宮地亀三氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (3) 宮地亀三氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社では、社外取締役とは責任限定契約の締結をしております。宮地亀三氏が選任された場合は当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

現在監査役は3名（全員社外監査役）ですが、コーポレートガバナンス強化の為、今回新たに1名追加で選任をお願いするものであります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<small>さか ぐち しやう さく</small> 阪口尚作 (1951年6月10日生) 「新任」	1974年3月 当社入社 1990年3月 十三営業所長 2004年10月 第一直需営業部長 2005年6月 当社取締役就任 2009年4月 当社常務取締役管理本部長就任 2014年12月 (株)スギモト監査役就任(現任) 2016年6月 当社専務取締役管理本部長就任 2019年4月 当社取締役専務執行役員就任(現任)	24,650株
【監査役候補者とした理由】 同氏は、管理本部長としての職務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。長年の職務を通じて得た知見を活かして、監査役として当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただく為、今回選任した次第であります。		

(注) 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区立売堀五丁目7番27号
杉本商事株式会社 本社7階大ホール
電話06-6538-2661



交 通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅
5番出口より南へ徒歩3分

(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)